

平成 22 年 12 月 22 日
東 海 財 務 局

ライツ信託株式会社に対する
行政処分について

1. ライツ信託株式会社（以下「当社」という。）に対しては、平成 22 年 6 月 29 日付で信託業法第 45 条第 1 項の規定に基づく業務の一部停止命令及び第 43 条の規定に基づく業務改善命令を発出したが、当該業務改善命令が履行されていない状況にあったことから、平成 22 年 9 月 29 日付で業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出したところである。

しかしながら、当社から提出された報告等によると、以下のとおり業務改善命令を履行していない状況にある。

したがって、当社の状況は、信託業法第 45 条第 1 項（同項第 4 号に規定する法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき）及び第 43 条の「信託会社の業務又は財産の状況に照らして、信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」に該当するものと認められる。

「受益者と協議の上、信託にかかる未収金額の確定、未収金の解消策の作成及び実行などの受益者保護のために必要な措置」の実施を命じたところであるが、一部の受益者については、受益者保護のための協議が中断しているほか、未収金額も口頭での確認にとどまっており、受益者保護のために必要な措置が実施されていない。

「十分な態勢の整備」、「健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な計画（業務態勢・資金計画を含む。）をすみやかに策定し、実行すること」を命じたところであるが、当社が態勢整備のために必要と認識している人材が確保されていないほか、受益者保護のために必要な措置等を実行するための資金も確保されていないことから、健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な計画の策定・実行は履行されていない。

「検査指摘事項に関する問題をすみやかに是正する」ことを命じたところであるが、一部の問題が是正されていない。

「命令を実行の上、経営責任の明確化を図ること」を命じたところであるが、上記のとおり業務改善命令を履行していない状況にあり、経営責任の明確化が図られていない。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

（1）業務の一部停止命令

平成 23 年 1 月 5 日（水）から平成 23 年 4 月 4 日（月）までの間、信託業にか

かる業務(平成23年1月4日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、下記(2)の業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。)を停止すること。

(2) 業務改善命令

信託業務の健全かつ適切な業務運営を確保するため必要があると認められることから、以下の措置を講じること。

平成22年6月29日付業務改善命令及び9月29日付業務改善命令に対する取組みを徹底すること。

上記の実施に当たっては、以下の事項も併せて実施すること。

イ．受益者と引き続き協議し、信託にかかる未収金額の確定、未収金の解消策の作成及び実行などの受益者保護のために必要な措置を、期限を明示した上で、直ちに実施すること

ロ．全受益者に対して、今回の行政処分の内容を説明し、追加的な受益者保護のための対応策の策定の必要性をすみやかに検討し、期限を明示した上で、直ちに実行すること

ハ．当社の直近の状況(今回の行政処分内容及び影響を含む。)を勘案の上、また、受益者保護に必要な措置を実施することを踏まえ、健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な業務計画(態勢整備計画や資金計画等を含む。)をすみやかに策定し、直ちに実行すること

ニ．上記ハ．の計画策定に当たっては、受益者保護のための対応や資金計画の策定及び実行をはじめ、これまで業務改善命令が履行できていない事項について、未だ履行できていない原因、履行するための合理的な方策を検討し、履行時期等を明らかにするとともに、計画に盛り込むこと

受益者と協議する際や資本政策等を実施する際には、受益者や投資家等に対し、当社の財務・経営状況等(本命令及び上記(1)の業務の一部停止命令の内容並びに処分の理由を含む。)に関する適切な説明や情報開示を実施すること。

処分の理由に関係する役職員の責任の所在の明確化を図ること。

上記命令を実行の上、経営責任の明確化を図ること。

上記ハ．に関する合理的な業務計画については、平成23年1月24日(月)までに報告すること。上記～の実施状況等については、平成22年6月29日付業務改善命令及び9月29日付業務改善命令に対する改善状況等の報告と併せて報告すること。

連絡・問い合わせ先

東海財務局 理財部 金融監督第1課

052 - 951 - 2493(直通)